

種目		対象者	用具の性能	耐用年数	金額 (円)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものであって、18歳以上のもの 2 難病患者等のうち、寝たきりの状態にあるもの（訓練用ベットの支給後8年を経過していない者を除く。）	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	1 原則として3歳以上の者のうち、次のいずれかに該当するもの （1）身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの （2）療育手帳所持者のうち、障害の程度が重度又は最重度であるもの 2 難病患者等のうち、寝たきりの状態にあるもの	褥瘡又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
	移動用リフト	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級	介護者が重度身体障害者等を移動させるにあたり、容	4年	159,000

		又は2級であるものとして記載されているものであって、3歳以上のもの 2 難病患者等のうち、下肢又は体幹機能に障害があるもの	易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）		
	訓練い す	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものであって、3歳以上18歳未満のもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの（以下「難病等」という。）に起因するものに限る。）があるもので、その障害の程度が前項に規定する程度と同程度であるものであって、3歳以上18歳未満のもの	付属のテーブルをつける機能を有するもの	5 年	33,100
	特殊尿 器	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級であるものとして記載されているものであって、常時	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用できるもの	5 年	67,000

		介護を要するもの（原則として学齢児以上のものに限る。） 2 難病患者等のうち、自力で排尿することができないもの			
	入浴担架	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものであって、入浴に介護を要するもの（3歳以上のものに限る。） 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等）に起因するものに限る。）があるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるものであって、入浴に介護を要するもの（3歳以上のものに限る。）	障害者を担架に乗せたまま装置により入浴できるもの	5年	82,400
	体位変換器	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものであって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	介護者が障害者の体位を交換させるもので容易に使用し得るもの	5年	15,000

		2 難病患者等のうち、寝たきりの状態にあるもの			
	訓練用ベッド	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものであって、原則として学齢児以上18歳未満のもの 2 難病患者等のうち、下肢又は体幹機能に障害があるもの（特殊寝台の支給後8年を経過していない者を除く。）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が3級以上であるものとして記載されているものであって、入浴に介助を要するもの（3歳以上のものに限る。） 2 難病患者等のうち、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への出入り等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用できるもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	90,000
	便器	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものであって、原則として学齢児以上	障害者が容易に使用できるもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	4,450

		のもの 2 難病患者等のうち、常時 介助を要するもの			
	T 字 状・棒 状のつ え	1 身体障害者手帳所持者の うち、当該手帳に平衡機能 障害又は下肢若しくは体幹 機能障害があるものとして 記載されているもの 2 難病患者等のうち、前項 に規定する障害（難病等に 起因するものに限る。）が あるもの	平衡機能障害 又は下肢若し くは体幹機能 障害がある者 の歩行を補助 できるもの	3 年	木 材 （ニス 塗装） 2,200 軽 金 属 （ 塗 装 無） 3,000 ※1
	移動・ 移乗支 援用具	1 身体障害者手帳所持者の うち、当該手帳に平衡機能 障害又は下肢若しくは体幹 機能障害があるものとして 記載されているものであっ て、家庭内の移動等におい て介助を必要とするもの （3歳以上のものに限 る。） 2 難病患者等のうち、下肢 が不自由なもの	障害者の身体 機能の状態を 踏まえたもの であって、必 要な強度と安 定性がある転 倒防止、立ち 上がり動作の 補助、移乗動 作の補助、段 差解消等の用 具（設置に当 たり住宅改修 を伴うものを 除く。）	8 年	60,000
	聴覚障 害者用 屋内信 号装置	1 身体障害者手帳所持者の うち、当該手帳に身体上の 障害（聴覚障害に限る。） の程度が2級であるものと して記載されているもので あって、原則として18歳以 上のもの	音、音声等を 視覚、触覚等 により知覚で きるもので、 生活情報（音 情報）をセン サーで拾い、	1 0 年	87,400

		2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等に起因するものに限る。）があるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるものであって、原則として18歳以上のもの	回 転 灯 、 閃 光、振動等に情報を変換し、知覚させるもの		
	頭部保護帽	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害があるものとして記載されているもの 2 療育手帳所持者のうち、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの 3 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの 4 難病患者等のうち、第1項に規定する障害（難病等に起因するものに限る。）があるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	オーダーメイドによる製品 A 15,656 B 37,852 レディメイドによる製品については、オーダーメイドによる製品の80%の範囲内の額とする ※2
	特殊便器	1 原則として学齢児以上の者のうち、次のいずれかに該当するもの	足踏みペダルで温水温風がでるもの（取	8年	151,200

		(1) 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの (2) 療育手帳所持者のうち、障害の程度が重度又は最重度であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 2 難病患者等のうち、上肢機能に障害のあるもの	替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)		
	火災警報器	1 火災発生の感知又は避難が著しく困難な者のうち、当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯であるものであって、次のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの (2) 療育手帳所持者のうち、障害の程度が重度又は最重度であるもの 2 難病患者等のうち、火災発生の感知又は避難が著しく困難な者で、当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯であるものであって、身体上の障害（難病等に起因するものに限る。）の程度が前項第1号に規定	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年	15,500

		する程度と同程度であるもの			
	自動消火器	火災発生感知又は避難が著しく困難な者のうち、当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯であるものであって、次のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの (2) 療育手帳所持者のうち、障害の程度が重度又は最重度であるもの (3) 難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年	28,700
	電磁調理器	1 原則として20歳以上の者のうち、次のいずれかに該当するもの。(当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯であるものに限る。) (1) 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの (2) 療育手帳所持者のうち、障害の程度が重度又は最重度であるもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害(難病等に	障害者が容易に使用できるもの	6年	41,000

		起因するものに限る。)があるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるものであって、原則として20歳以上のもの(当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯であるものに限る。)			
	歩行時間延長 信号機 用小型 送信機	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものであって、原則として20歳以上のもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害(難病等に起因するものに限る。)があるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるものであって、原則として20歳以上のもの	視覚障害者が容易に使用できるもので、盲人用信号機の青色点灯時間を通常より長くするもの	10年	7,000
在宅療養等 支援用具	透析液 加温器	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害(じん臓機能障害に限る。)の程度が1級又は3級であるものとして記載されているものであって、原則として3歳以上のもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害(難病等に起因するものに限る。)があるもので、その障害の程	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500

		度が同項に規定する程度と同程度であるものであって、原則として3歳以上のもの			
	ネブライザー（吸入器）	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるものとして記載されているもの又は同程度の障害があると認められるもの 2 難病患者等のうち、呼吸器機能に障害があるもの	障害者が容易に使用できるもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器				56,400
	酸素ボンベ運搬車	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に呼吸器機能障害があるものとして記載されているものであって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等に起因するものに限る。）があるものであって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害者が容易に使用できるもの	10年	17,000
	視覚障害者用音声式体温計	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものであって、18歳以上のもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等に	障害者が容易に使用できるもの	5年	9,000

		起因するものに限る。)があるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるものであって、18歳以上のもの			
	視覚障害者用体重計	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものであって、当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯であるもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等に起因するものに限る。）があるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるものであって、当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯であるもの	障害者が容易に使用できるもの	5年	18,000
	携帯用会話補助装置	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に音声機能若しくは言語機能障害があるものとして記載されているもの又は身体障害者診断書・意見書により発声若しくは発語に著しい障害があると認められるもの（原則として学齢児以上のものに限る。） 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等に	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	5年	98,800

		起因するものに限る。)があるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるもの(原則として学齢児以上の者に限る。)			
	パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	難病患者等のうち、人工呼吸器の装着が必要なもの	動脈血中酸素飽和度を測定できるものであって、障害者が容易に使用できるもの	5年	157,500
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	1 身体障害者手帳所持者のうち、次のいずれかに該当するもの(原則として学齢児以上のものに限る。) (1) 当該手帳に身体上の障害(上肢障害又は言語機能障害及び上肢障害の重複障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものであって、文字を書くことが困難なもの (2) 当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が3級以上であるものとして記載されているものであって、情報取得手段として音声による読み上げ等が必要なもの 2 難病患者等のうち、前項	障害者向けのパソコン周辺機器及びアプリケーションソフト等	5年	100,000

		に規定する障害（難病等に起因するものに限る。）があるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるものであって、文字を書くことが困難なもの又は情報取得手段として音声による読み上げ等が必要なもの（原則として学齢児以上の者に限る。）			
	点字ディスプレイ	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害に限る。）の程度が1級であるものとして記載されているものであって、18歳以上のもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等に起因するものに限る。）があるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるものであって、18歳以上のもの	パソコンのディスプレイに表示される文字等の画面情報を点字等に示すことのできるもの	6年	383,500
	点字器	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に視覚障害があるものとして記載されているもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等に起因するものに限る。）があるもの	障害者が容易に使用できるもの	標準型 7年 携帯用 5	標準型 （A真鍮板製） 10,712 （Bプラスチック製）

			年	6,798 携帯用 （Ａアルミニウム性） 7,416 （Ｂプラスチック製） 1,699
点字タイプライター	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているものであって、就学若しくは就労をしているもの又は就労が見込まれるもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等起因するものに限る。）があるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるものであって、就学若しくは就労をしているもの又は就労が見込まれるもの	障害者が容易に使用できるもの	5年	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダ	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されてい	障害者が容易に使用できるもの	6年	録音再生機 89,800 再生専用機

	一	るものであって、原則として学齢児以上のもの			48,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等起因するものに限る。）があるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるものであって、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの		115,000
	視覚障害者用拡大読書器	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に視覚障害があるものとして記載されているものであって、当該装置により文字等を読む等認識することが可能になるもの（原則として学齢児以上のものに限る。） 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等起因するものに限る。）があるものであって、当該装置により文字等を読む等認識することが可能になるもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は活字を読み取り、音声で読み上げるもの	8年	198,000
	視覚障害者用時計	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級である	障害者が容易に使用できるもの	10年	触読 10,300 音声 13,300

		るものとして記載されているものであって、18歳以上のもの（音声時計にあっては、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難なものに限る。） 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等に起因するものに限る。）があるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるものであって、18歳以上のもの（音声時計にあっては、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る。）			
	聴覚障害者用通信装置	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に聴覚障害若しくは音声機能若しくは言語機能障害があるものとして記載されているもの又は身体障害者診断書・意見書により発声若しくは発語に著しい障害があると認められるものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該装置が必要と認められるもの（原則として学齢児以上のものに限る。） 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等に起因するものに限る。）が	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	71,000

		あるもので、その障害の程度が同項に規定する程度と同程度であるもの（原則として学齢児以上のものに限る。）			
	聴覚障害者用情報受信装置	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に聴覚障害があるものとして記載されているものであって、当該装置によりテレビの視聴が可能になるもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等起因するものに限る。）があるものであって、当該装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	6年	88,900
	人工喉頭	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に言語障害又は音声機能障害があるものとして記載されているものであって、喉頭を摘出したもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等起因するものに限る。）があるものであって、喉頭を摘出したもの	音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式4年電動式5年	笛式 5,150 電動式 72,203

	人工内耳音声信号処理装置	身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に聴覚障害があるものとして記載されているもののうち、次のいずれにも該当するもの。 (1) 本市の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されている者であって、現に人工内耳を装用しているもの (2) 購入する人工内耳音声信号処理装置が医療保険の適用を受けない者 (3) 市税を完納している者	人工内耳音声信号処理装置	5年	200,000
	点字図書	視覚障害者のうち、情報取得手段として点字図書が必要なもの	月刊、週刊等で発行される雑誌類を除き、点字により作成された図書（年間6タイトル又は24巻までを限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。）	—	点字図書の価格から一般図書の価格を差し引いた額
排泄管理支	ストマ装具	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳にぼうこう又は直腸機能障害があるものとして記載されているものであって、ストマを造設	蓄便袋、蓄尿袋、ストマ用品（皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、	—	蓄便袋 8,900 蓄尿袋 11,700

援 用 具		したもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等に起因するものに限る。）があるものであって、ストマを造設したもの	皮膚保護パウダー、皮膚保護 ウ ェ ハ ー 等)		
	紙おむつ等衛生用品	医療機関の意見書により紙おむつ等の用具類が必要であると認められる者のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳所持者のうち、3歳以上のものであって、次のいずれかに該当するもの ア 当該手帳にぼうこう又は直腸機能障害がある者として記載されているもののうち、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形等のためストマ装具を装着することができないもの イ 当該手帳にぼうこう又は直腸機能障害がある者として記載されているもののうち、先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	—	12,000

		ウ 概ね3歳未満で発症した脳性麻痺等脳原性疾患又は染色体異常等先天性疾患により、当該手帳に全身性の肢体不自由があるものとして記載されているものであって、排尿・排便の意思表示が困難なもの (2) 療育手帳所持者のうち、常に紙おむつが必要な学齢児童及び学齢生徒 (3) 難病患者等のうち、3歳以上のものであって、第1号に規定する障害（難病等に起因するものに限る。）があるもの			
	収尿器	1 身体障害者手帳所持者のうち、脊髄損傷等により排尿機能障害があるもの 2 難病患者等のうち、前項に規定する障害（難病等に起因するものに限る。）があるもの	脊髄損傷等により排尿障害（特に失禁）のある場合に使用されるもの	—	男性用 （A 普通型） 7,931 （B 簡易型） 5,871 女性用 （A 普通型） 8,755 （B 簡易型） 6,077
住宅改	居宅生活動作補助用	1 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（下肢若しくは体幹機	障害者の移動等を円滑にする用具で設置	—	200,000

修費	具	能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）に限る。）の程度が３級以上であるものとして記載されているものであって、原則として学齢児以上のもの（特殊便器への取替えをする場合にあっては、上肢障害２級以上のものに限る。） ２ 難病患者等のうち、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	に小規模な住宅改修を伴うもの		
----	---	--	----------------	--	--

※１ 金額は１本当たりのものとし、夜光材付のものにあっては４１０円（全面夜光材付のものにあっては１,２００円）を、外装に白色又は黄色ラッカーを使用したものにあっては２６０円を加算する。

※２ Ａはスポンジ・革を主材料に製作したものとし、Ｂはスポンジ・革・プラスチックを主材料に製作したものとする。